

身の周りでも、ニュースでも…

さまざまな人権

人権問題にはさまざまな種類があり、それぞれ相談窓口があります。

どこに相談していいかわからないときは…

▶ **みんなの人権110番** (東京法務局)
☎0570(003)110
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分

※各相談窓口は、指定があるもの以外、祝日等はお休みです

インターネットによる人権侵害をなくしましょう

- インターネット上での誹謗中傷についての相談件数は依然として多く、差別的な書き込み等の人権侵害も問題となっています
- SNSによる子ども同士でのいじめや、子どもを狙った性犯罪等も発生しています
- 手軽に利用できるインターネットですが、他人が不快に思うことや個人情報不用意に書き込まない等、正しく利用し、被害者にも加害者にもならないようにしましょう
- SNSの運営事業者等に対して、書き込み内容の削除申出を受け付ける窓口をわかりやすく示すことや、申出に迅速に対応すること等が義務化されます。被害をうけた際は、ためらわずに削除の申し出や相談をしましょう

- ▶ **違法・有害情報相談センター** (総務省) (右の二次元コード)
🌐https://ihaho.jp/
- ▶ **こどものネット・スマホのトラブル相談窓口** 「こたエール」 (東京都) (右の二次元コード)
🌐https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/

ハラスメントはやめましょう

- 「嫌がらせ、いじめ」を意味するハラスメントは、日常生活のさまざまな場面で問題となっており、例えば次のようなものがあります
 - ▶ パワーハラスメント (職場等での上下関係を利用した嫌がらせ)
 - ▶ セクシュアルハラスメント (相手が不快に感じる性的言動等)
 - ▶ マタニティハラスメント (妊娠・出産を理由とした嫌がらせ)
 - ▶ カスタマーハラスメント (顧客の不当な要求や悪質なクレーム)
- 近年、社会的な問題となっているカスタマーハラスメントへの対応として、東京都では令和7年4月から「東京都カスタマーハラスメント防止条例」が施行されます
- 相手を不快にさせ、尊厳を傷つける言動は人権侵害という認識を持ち、相手の気持ちに配慮した言動を心掛けましょう
- ハラスメントで悩んでいる方は、相談窓口へ相談しましょう

- ▶ **みんなの人権110番** (東京法務局)
☎0570(003)110 (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分)
- ▶ **東京都ろうどう110番** ☎0570(00)6110
(月)～(金)午前9時～午後8時、(土)午前9時～午後5時)

子どもの命と権利を守りましょう

- 児童虐待・いじめ・体罰・性被害等により、子どもの命や権利が脅かされており、特に児童虐待は深刻な問題となっています
- すべての子どもに大切にされる権利があります。虐待等から子どもたちを守るとともに、子どもを権利の主体として尊重しましょう
- 保護者の悩みや不安に寄り添い、子どもを健やかに育めるよう、地域全体で子育てを応援しましょう

- ▶ **荒川区子ども家庭総合センター**
☎(3802)3765 (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分)
- ▶ **児童相談所虐待対応ダイヤル** ☎189 (24時間・年中無休)
- ▶ **あらかわ子どもほっとらいん** (右の二次元コード)
- ▶ **子供・保護者専用性被害相談ホットライン** (東京都)
☎0120(333)891 (24時間・年中無休)
- ▶ **あらかわキッズ・マザーズコール24**
☎0120(536)883 (24時間・年中無休)
※妊娠・出産・育児の悩みを、看護師等の専門スタッフに相談できます

女性の人権を守りましょう

- 女性が被害者になる割合が高い、DV・性犯罪・ストーカー行為等は、被害者を深く傷つける重大な人権侵害です
- 性別に基づく固定的な役割分担意識は、未だに人々の意識や社会の慣行に残っており、家事・育児時間の分担割合や職場での昇進・賃金の男女格差等が問題となっています
- DVや性犯罪等を許さないという意識を社会全体で共有するとともに、性別に関わらず、お互いの立場を尊重し、個性と能力が十分に発揮できるよう協力しましょう
- 悩みを抱えているときは、一人で悩まず相談窓口へ相談しましょう

- ▶ **女性の人権ホットライン** (東京法務局)
☎0570(070)810 (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分)
- ▶ **DV相談** (内閣府) ☎0120(279)889 (24時間・年中無休)
- ▶ **荒川区配偶者暴力相談支援センター**
☎(3806)3075 (月)～(金)午前8時30分～午後5時)
- ▶ **ここと生き方・DVなんでも相談** (アクト21)
☎(3809)2890 (第1(火)午後5時～8時、第1(金)・第2(火)・第4(火)・(金)午前10時～午後4時、第2(金)・第3(火)・(金)午後2時30分～8時、第2(土)午前10時～午後3時〈予約制〉)
- ▶ **相談ほっとLINE@東京 性被害相談窓口(東京都)** (上の二次元コード) (月)・(火)・(金) (土)午後4時～9時 (受付:午後8時30分まで)

高齢者の人権を尊重しましょう

- 家族や介護者等による、高齢者への暴言・暴力、無視、資産の無断処分等の虐待が問題となっています
- 大きな社会問題となっている特殊詐欺や悪質商法の被害者の多くは、高齢者です
- 高齢者が地域で安心して生き生きと暮らせるよう、高齢者に対する理解を深め、地域ぐるみで高齢者の人権を守りましょう
- 認知症等による判断能力の不足を補うための成年後見制度の活用が必要な場合は、費用助成の制度等があります。相談窓口へご相談ください

- ▶ **おとしよりなんでも相談** (区役所2階高齢者福祉課内)
☎内線2675 (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分)
- ▶ **各地区の地域包括支援センター**
 - 南千住東部 ☎(3805)5702 ● 東尾久 ☎(5855)8513
 - 南千住西部 ☎(5604)5710 ● 西尾久 ☎(3893)3555
 - 荒川 ☎(5855)3323 ● 東日暮里 ☎(5615)3171
 - 町屋 ☎(3894)3568 ● 西日暮里 ☎(3807)3828
- ※各地区とも月～(土)午前9時～午後5時
- ▶ **成年後見センター・あんしんサポートあらかわ** (荒川区社会福祉協議会)
☎(3802)3396 (月)～(金)午前9時～午後5時15分)

障がいによる理由とする偏見や差別をなくしましょう

- 障がいのある方に対する嫌がらせや、心ない言葉の投げかけ、サービス提供の拒否等の人権侵害が問題となっています
- 障がいのある方が日常生活や社会生活に制限を受けないよう、社会全体で障がいに対する理解を深め、身の周りのバリアを取り除くための配慮や協力をしましょう
- 障害者差別解消法により、事業者は、障がいがある方から何らかの対応を伝えられたときには「合理的配慮の提供」を行うことが義務づけられています (耳が不自由な人に筆談で意思を確認する等)
- 困りごとがあるときは、相談窓口に相談しましょう

- ▶ **障害者福祉課相談支援係** (区役所1階)
☎内線2685 (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分)
- ▶ **荒川区障がい者虐待防止・差別解消センター**
☎(3802)3151 (24時間・年中無休)

多様な性のあり方を正しく理解しましょう

- 「法律上の性」と「心の性(性自認)」が一致していないことや、「好きになる性(性的指向)」が同性や両性に向いていること等に対する偏見・差別に悩み、生きづらさを感じている人がいます
- 性のあり方にも個性があることを理解し、日ごろから配慮した言動を心掛けましょう
- 相談窓口は、当事者のほか、家族、職場関係の方も利用できます

- ▶ **LGBT専門相談** (アクト21) ☎(3809)2890
(第4(火)午後4時～6時〈予約制〉) ※例の場合は第3(火)
- ▶ **Tokyo LGBT相談専門電話相談** (東京都)
(当事者・家族等) ☎050(3647)1448 (火)～(金)午後6時～10時
(事業者) ☎050(3138)4011 (火)～(金)午前10時～午後5時)

部落差別(同和問題)を正しく理解しましょう

- 特定の地域の出身であるという理由でさまざまな差別を受ける、部落差別(同和問題)は、歴史的な過程で作られた身分制度や人々の意識に起因する差別であり、我が国固有の重大な人権問題です
- 今日においても、インターネット上で特定の地域を同和地区として掲載する等の悪質な事案が発生しています
- 部落差別解消法に基づく国の実態調査結果*1では、部落出身者に対する偏見や差別が依然として解消されていないことが報告されています。また、都の調査結果*2では、「同和問題を知らない」人が約3割と、前回より増加しています
- 一人ひとりが部落差別(同和問題)を理解して正しい知識を持ち、差別解消に向けて取り組みましょう

- ▶ **総務企画課人権推進係** (区役所4階)
☎内線2271 (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分)
- ▶ **同和問題に関する専門相談** (東京都)
☎(6240)6035 (火)～(金)午前9時～正午、午後1時～5時)

外国人への偏見や差別をなくしましょう

- 外国人であることを理由に、賃貸住宅への入居拒否や就労に関して不合理な扱いをする等の事案が発生しています
- 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が社会的な問題となっています
- 文化等の多様性や外国人の生活習慣等を理解し、お互いを尊重し合う関係を築いていきましょう
- 偏見や差別等で困っている人は、一人で悩まないで相談しましょう

- ▶ **外国人相談ダイヤル** (法務省)
☎0570(09)0911 (月)～(金)午前9時～午後5時)
- ▶ **外国語インターネット人権相談受付窓口** (法務省) (右の二次元コード)
🌐https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01
【対応言語】 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

犯罪被害者やその家族の人権に配慮しましょう

- 犯罪被害にあった方やその家族には、周囲の心ないうわさや中傷・偏見等によって精神的な苦痛(二次的被害)を受け、長期にわたり苦しんでいる方がいます
- 特に、性犯罪・性暴力の被害者は、被害が深刻であるにも関わらず、誰にも相談できず、必要な支援が行き届かない恐れがあります

11月25日～12月1日は **犯罪被害者週間** です

被害者やその家族が置かれた状況や心情を理解し、当事者の気持ちに寄り添った対応をしましょう。

- ▶ **公益社団法人被害者支援都民センター**
☎(3222)9050 (月)・(木)～(金)午前9時30分～午後5時30分、(火)・(水)午前9時30分～午後7時)
- ▶ **東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター** (性暴力救済ダイヤルNaNa)
☎(5577)3899 (24時間・年中無休)

拉致問題への認識を深めましょう

- 1970年代から80年代にかけて、北朝鮮当局により、日本各地で多くの日本人が拉致され、区内でも拉致の可能性のある特定失踪者が存在します
- 我が国の主権に対する侵害であり、重大な人権侵害である拉致問題の解決は、国民的な課題であり、国際社会全体で取り組むべき課題です
- この問題を決して風化させることなく、解決に向けて、一人ひとりが関心と認識を深めていきましょう

12月10日～16日は **北朝鮮人権侵害問題啓発週間** です

▶ **内閣官房拉致問題対策本部** (右の二次元コード)
🌐https://www.rachi.go.jp/

災害に伴う人権問題への理解を深めましょう

- 災害時の避難所でのプライバシーの確保や、高齢者・障がい者・難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人等の要配慮者の特性に合わせた配慮や環境整備等が課題になっています
- 災害時には、要配慮者の情報把握や避難支援、避難所等での生活支援等で、近隣住民の助け合いが必要で
- 風評に基づく心ない嫌がらせ等で、被災地から避難された方々を傷つけることなく、思いやりの心を持って行動しましょう

感染症に関する偏見や差別をなくしましょう

- HIV感染・エイズ、ハンセン病等の感染症では、病気に対する誤った知識や理解不足により、職場や日常生活等におけるさまざまな場面で、患者や元患者、その家族に対する差別やプライバシー侵害等の問題が発生しています
- 感染症に対する正しい知識と理解を深め、偏見や差別をなくしましょう

アイヌの人々に対する偏見や差別をなくしましょう

- 北海道を中心とした地域に古くから住むアイヌの人々は、近世以降の国の政策によって、伝統的な生活様式等の生活基盤や独自の文化を失い、さまざまな差別を受けてきました
- アイヌの人々の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、偏見や差別を解消していきましょう

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくしましょう

- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や悪意のあるうわさ等により、住居の確保や就職等が難しく、円滑な社会復帰の妨げとなる場合があります
- 刑を終えて出所した人が更生できるよう社会全体で理解を深め、支援していきましょう

路上生活者に対する偏見や差別をなくしましょう

- さまざまな理由で路上生活を余儀なくされている方々に対する嫌がらせや暴行事件等が発生しています
- 路上生活者の置かれている状況や自立支援の必要性を理解し、路上生活者に対する偏見や差別をなくしましょう

人身取引についての認識を深めましょう

- 人身取引は、犯罪組織等が暴力や脅迫等の手段を用いて、女性や子ども等を別の国や場所に移動させ、性的搾取や強制労働等を強要する犯罪であり、重大な人権侵害です
- 一人ひとりが関心を持ち、社会全体の問題として受け止め、犯罪防止に努めましょう

荒川さつき会館のご紹介

人権・平和に関する事業や貸室を行っています

荒川さつき会館は人権推進の拠点となる施設で、以下の事業を行っています。

- 人権や平和に関するパネル展、映画会等の啓発事業
- 登録団体への貸室 (体育室・会議室等の貸出)

このほか、1階ロビーには、人権・平和に関する図書コーナーやパネルを常設していますので、ぜひ、お立ち寄りください。

個人利用のご案内

- 人権や平和に関する本を多く取り揃えた図書室のほか、児童室が利用できます
- 小学生を対象に、体育室の自由開放を行っています (金午後0時30分～5時)

会館へのアクセスや貸室・利用方法等の詳細は、右の二次元コードをご覧ください

会館イベントカレンダー

- 5月 憲法週間パネル展
- 6月 人権・平和パネル展
- 8月 子ども平和映画会、東京空襲パネル展、レーザークラフト教室(子ども向け)
- 9月 レザークラフト教室(大人向け)
- 10月 荒川さつき会館まつり
- 12月 人権週間パネル展

問合せ 荒川さつき会館 (荒川8-16-13)
☎(3802)2050



子ども平和映画会